



埼玉県

農林部 畜産安全課
家畜衛生担当 梅野
直通 048-830-4174
内線 4174

E-mail: a4170@pref.saitama.lg.jp

＜報道発表資料＞

カテゴリー:危機管理

令和8年1月27日

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域の解除について

12月30日（火曜日）に嵐山町の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、農林水産省と協議の上、本日0時00分に移動制限区域を解除しました。これに伴い消毒ポイントを閉鎖します。

1 移動制限区域の解除

(1) 区域内農場

3農場

(2) 解除年月日

令和8年1月27日（火曜日）0時00分

(3) 解除理由

防疫措置完了後21日が経過したため。

※「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく規定

2 消毒ポイントの閉鎖

移動制限区域の解除に伴い、全ての消毒ポイントを閉鎖しました。

3 防疫措置の経過

12月30日 10時00分	嵐山町の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認、防疫措置を開始
1月 5日 18時00分	発生農場の防疫措置完了
1月17日 0時00分	搬出制限区域解除
1月27日 0時00分	移動制限区域解除

【用語説明】

移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の家畜等の移動を禁止する区域

搬出制限区域：移動制限区域の外側で、発生農場を中心とした半径10km以内の家畜等の当該区域からの搬出を制限する区域

4 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。